

JFA メディカルセンター共同利用運営規則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）が運営する福島県双葉郡檜葉町山田岡美シ森8に所在のJFA メディカルセンター（以下「センター」という）の設備、施設及び医療機器の一部（以下「医療機器等」という）をその近隣の医師の診療を目的とした利用（以下「共同利用」という）に供することにより、患者に対する最適な医療を提供し、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

(共同利用者)

第2条 医療機器等を共同利用できる者は、事前にセンターに対して別に定める書式にて申請し、センターが承認した医師（以下「登録医」という）とする。

(医療機器等の共同利用)

第3条 登録医は、センターの担当医（以下「センター担当医」という）と連携のうえ、医療機器等を共同利用するものとする。

- 2 共同利用可能な医療機器等、その利用基準その他必要な事項は本協会が定めるものとし、登録医は、共同利用に際して本規則を含むセンターの諸規則を遵守しなければならない。

(共同診療)

第4条 医療機器等を共同利用する場合、センターにおける診療は、登録医とセンター担当医を主治医とする共同診療（以下「共同診療」という）とする。

- 2 共同診療は、原則としてセンターの診療日の午前11時から午後5時までの間に行うものとするが、緊急の場合などセンターが別途承認した場合はこの限りではない。
- 3 共同診療に際して、登録医は事前にセンター担当医に連絡のうえ、センター担当医又はセンターが指定する者を同行して行うものとする。
- 4 登録医は、診療時間及び診療記録を診察録に記載するものとし、治療についてはセンター担当医と相談して行うものとする。
- 5 登録医は、患者に対して必要な指導を行った場合、自医療機関の診察録に指導内容を記載し、センター担当医は、センターの診察録に登録医が行った指導内容を記載する。
- 6 共同診療において事故が生じたときは、登録医とセンターが協力して対処する。

(診療報酬)

第5条 共同診療により患者から受領する診療報酬は、本協会に帰属するものとする。

(診療録等の取扱い)

第6条 登録医は、センターが事前に承認した場合に限り、共同診療にかかる患者の撮影画像等をセンター担当医からディスク等の媒体により受領することができる。

(守秘義務)

第7条 登録医は、共同利用により知り得た患者に関する情報、診療内容及び本協会の秘密情報を厳重に管理するものとし、目的外に利用し、又は第三者へ開示若しくは漏洩してはならない。

2 登録医は、前項の情報の管理について、本協会が定める方法を遵守する。

(その他)

第8条 本規則に記載なき事項については、本協会が別途定めるものとする。

(改正)

第9条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

(施行)

第10条 本規則は、2021年2月18日から施行する。